



島根県報

平成21年 2月27日 (金)

号外 第 2 2 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例	(財 政 課)	5
島根県消費者行政活性化基金条例	(環境生活総務課)	6
島根県妊婦健康診査支援基金条例	(健 康 推 進 課)	7
島根県安心こども基金条例	(青少年家庭課)	8
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	9
島根県ふるさと雇用再生特別基金条例	(雇 用 政 策 課)	10
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例	(")	11

公布された条例等のあらまし

◇島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例（条例第2号）

1 条例の概要

(1) 設置

地域の活性化に資する施策又は生活対策（平成20年10月30日に政府により発表された経済対策をいう。）に対応した施策を行うために必要な事業に要する経費に充てるため、島根県地域活性化・生活対策臨時基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県消費者行政活性化基金条例（条例第3号）

1 条例の概要

(1) 設置

県又は市町村が消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者の利益の擁護又は増進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県妊婦健康診査支援基金条例（条例第4号）

1 条例の概要

(1) 設置

市町村が実施する妊婦健康診査事業及び県が当該事業の円滑な推進を図るために行う事業に要する経費に充てるため、島根県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県安心こども基金条例（条例第5号）

1 条例の概要

(1) 設置

保育所又は認定こども園の整備、保育の質の向上のための研修その他子どもを安心して育てることができるような体制の整備に要する経費に充てるため、島根県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

(1) 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を財源とする事業に、福祉又は介護に関する業務に従事する人材の確保を図るために実施する事業を追加することとした。（第1条関係）

(2) 基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 条例の有効期限に係る規定を削除することとした。（附則第2項関係）

(4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県ふるさと雇用再生特別基金条例（条例第7号）

1 条例の概要

(1) 設置

県又は市町村が地域の実情に応じて実施する地域における求職者の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、島根県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（条例第8号）

1 条例の概要

(1) 設置

県又は市町村が実施する離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の短期の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例

(設置)

第 1 条 地域の活性化に資する施策又は生活対策（平成 20 年 10 月 30 日に政府により発表された経済対策をいう。）に対応した施策を行うために必要な事業に要する経費に充てるため、島根県地域活性化・生活対策臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

島根県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第 1 条 県又は市町村が消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者の利益の擁護又は増進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

島根県妊婦健康診査支援基金条例

(設置)

第 1 条 市町村が実施する妊婦健康診査事業及び県が当該事業の円滑な推進を図るために行う事業に要する経費に充てるため、島根県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県安心こども基金条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

島根県安心こども基金条例

(設置)

第 1 条 保育所又は認定こども園の整備、保育の質の向上のための研修その他子どもを安心して育てることができるような体制の整備に要する経費に充てるため、島根県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「又は」に改め、「運用」の次に「又は福祉若しくは介護に関する業務に従事する人材の確保」を加える。

第 2 条中「県が国から交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする」を「予算で定める」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

島根県ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第 1 条 県又は市町村が地域の実情に応じて実施する地域における求職者の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、島根県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 県又は市町村が実施する離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の短期の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。